

○にかほ市工業振興条例施行規則

平成21年12月25日

規則第29号

改正 平成22年3月25日規則第1号

平成26年3月24日規則第7号

平成29年2月10日規則第3号

平成30年4月1日規則第11号

にかほ市工業振興条例施行規則(平成17年にかほ市規則第99号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、にかほ市工業振興条例(平成21年にかほ市条例第30号。以下「条例」という。)第13条の規定及びにかほ市補助金等の交付に関する規則(平成17年にかほ市規則第42号)に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(製造業等の種類)

第2条 条例第2条第1号に規定する製造業及び本市工業の振興に資すると認められる事業とは、別表第1に掲げるものとする。

(計画書等の提出)

第3条 条例第3条に規定する計画書等とは、奨励措置適用に係る事業計画書(様式第1号)とし、工場等の新設又は増設に係る工事に着手する30日前までに提出しなければならない。ただし、にかほ市誘致企業認定要綱(平成25年にかほ市告示第117号)により認定された誘致企業、秋田県の誘致企業として認定された企業及びあきた企業立地促進事業に指定された企業については、当該事業計画書の提出を省略できる。

(操業開始届)

第4条 前条の計画書に基づく工事等が完了し、当該施設に係る操業を開始したときは、遅滞なく操業開始届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(指定の申請)

第5条 条例第8条の規定による指定の申請は、奨励措置適用指定申請書(様式第3号)によるものとする。ただし、先に提出した奨励措置適用に係る事業計画書と変更のない添付書類は省略することができる。

(指定書の交付)

第6条 市長は、条例第6条の規定による指定を行うときは、奨励措置適用指定書(様式

第4号)を交付する。

(変更届)

第7条 前条の指定書の交付を受けた者(以下「指定事業者」という。)が指定期間の終えるまでの間において、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第5条の申請書及び添付書類の記載内容に変更が生じたとき
- (2) 当該工場等が事業を廃止し、又は休止したとき
- (3) その他事業の内容に重大な変更を生じたとき

2 奨励措置が適用されている土地及び建物について、売買により取得、又は借り上げに移行した旨の届出があった場合、市長は、土地建物借上助成金の交付を固定資産税の課税免除に、又は固定資産税の課税免除を土地建物借上助成金の交付に切り替え、奨励措置を適用することができる。

(固定資産税課税免除の申請)

第8条 条例第5条第1項の規定による固定資産税の免除を受けようとする者は、固定資産税課税免除申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(助成金交付基準等)

第9条 条例第5条第2号から第5号までに掲げる助成金の交付要件、交付額及び回数は、別表第2のとおりとする。ただし、原則として当該助成金以外のかほ市の補助金等の交付を受けた場合は助成対象外とする。

(奨励措置の対象土地)

第10条 条例第2条第4項に掲げる投下固定資産の対象となる土地は、第4条の操業を開始した日前5年以内に取得した用地に限るものとする。

(助成金の交付申請)

第11条 条例第10条の規定による助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。ただし、条例第5条第1項第6号の規定による雇用促進助成金の交付を受けようとする者は、新規雇用正社員を雇用した日から1年を経過した日後遅滞なく助成金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第12条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、

それぞれ交付を決定し助成金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（助成金等の請求）

第13条 前条の規定により助成金等の額の確定通知を受けた指定事業者は、助成金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（承継人の届出）

第14条 条例第12条の規定による承継人は、事業承継届（様式第9号）を、当該事業を承継した日から30日以内に市長に提出しなければならない。

（指定の取消）

第15条 市長は、条例第13条の規定により指定事業者の指定を取り消したときは、指定事業者指定取消通知書（様式第10号）により理由を付して通知しなければならない。

（その他）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年12月25日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、にかほ市工場誘致条例施行規則（平成17年にかほ市規則第99号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年3月25日規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前のかほ市工業振興条例施行規則の規定により奨励措置の指定を受けたものについては、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成29年2月10日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に改正前のかほ市工業振興条例施行規則の規定により奨励措置の指定を受けたものについては、この規則の施行後も、なおこの効力を有する。
- 3 平成29年3月31日までに受理した事業計画書については、改正前のかほ市工業振興条例施行規則の規定により奨励措置の指定を行う。
- 4 平成29年4月1日以降に受理した事業計画書について、改正後のかほ市工業振興条例施行規則の各年度の規定により奨励措置の指定を行う。

附 則 (平成30年4月1日規則第11号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

日本標準産業分類 (平成21年総務省告示第175号)	製造業	大分類「製造業」に分類されるもの
	本市工業の振興に資すると認められる事業	大分類「情報通信業」に掲げられる中分類「情報サービス業」に分類されるもの
		大分類「運送業、郵便業」に分類されるもののうち、中分類「郵便業」を除くもの
		大分類「卸売業、小売業」に分類されるもののうち、中分類に掲げる各種小売業を除くもの
		大分類「学術研究、専門技術サービス業」に掲げられる中分類「学術・開発研究機関」及び「技術サービス業」に分類されるもの
その他市長が本市工業の振興に資すると認めた事業		

別表第2 (第9条関係)

項	助成金の区分	交付要件	助成金の額、回数及び限度額
1	設備投資助成金	新設 投下固定資産の取得価格の総額が1,000万円を超える場合 で、かつ、にかほ市に住所を有する新規雇用正社員を5人以上	投下固定資産(土地を除く)の取得額の10%に相当する額とし、指定の日の属する年度における1企業あたりの上限額 は5,000万円とする。

		雇用した場合	
	増設	投下固定資産の取得価格の総額が1,000万円を超える場合	投下固定資産（土地を除く）の取得額の5%に相当する額とし、指定の日の属する年度における1企業あたり助成回数1回、上限額は1,000万円とする。 ただし、平成31年度指定分より、にかほ市税条例第31条第2項表中ホに掲げる法人事業所のみ助成対象とする。
2	土地・建物借上助成金	投下固定資産の取得価格の総額が1,000万円を超える場合	土地・建物の借り上げ部分に係る固定資産税に相当する額（上限額100万円/年）とし、交付期間は交付決定の日の属する年から5年間とする。
3	機械設備リース料助成金	事業を運営するのに必要な機械設備のリース等の総額が1,000万円を超える場合	投下固定資産（土地・建物を除く）リース料の5%に相当する額（上限額200万円/年）とし、指定の日の属する年度における1企業あたり助成回数1回とする。交付期間は交付決定の日の属する年から5年間とする。 ただし、平成31年度指定分より、にかほ市税条例第31条第2項表中ホに掲げる法人事業所のみ助成対象とする。
4	使用料助成金	工場等の新設時に、にかほ市に住所を有する新規雇用正社員を10人以上雇用した場合で、かつ、投下固定資産の取得価格の総額が1億円を超える場合	事業に使用した料金が算出できる通信回線使用料、電力使用料及びガス・工業用水使用料の30%に相当する額（上限額1,000万円/年）とし、交付期間は、指定の日の属する年から5年間とする。
5	雇用促進助成金	公共職業安定所、又はこれに準ずる機関を通し	新規雇用正社員1人につき25万円とし、その上限額は1,250万円とする。

	<p>て、にかほ市に住所を有する新規雇用正社員（新卒者を含む）を雇用した場合</p>	
備考	<p>1 助成金の算定にあたっては、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税は、対象経費から除くものとする。</p> <p>2 助成金の額は、各項毎に千円単位で算定し、千円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。</p> <p>3 設備投資助成金と機械設備リース料助成金のどちらも交付対象となる場合には、設備投資助成金と機械設備リース料助成金（5年間の総額）の合計額は、設備投資助成金の上限額を上限とする。</p>	

様式第1号(第3条関係)

奨励措置適用に係る事業計画書

年 月 日

にかほ市長 様

会社所在地

会社名

代表者 ㊟

(個人の場合は、住所及び氏名)

にかほ市工業振興条例に規定する奨励措置の適用を受けたいので、同条例第3条の規定により次のとおり事業計画書を提出します。

事業計画書

1 概要

- (1) 沿革と現況
- (2) 支店及び既存工場等の所在地、名称、生産品目及び常時使用する従業員数
- (3) 資本金及び主要株主名簿
- (4) 事業内容(最近2期の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を添付)
- (5) 会社の定款

2 新設又は増設しようとする工場等の事業計画

- (1) 工場等の所在地及び名称
- (2) 工場等の用地面積
- (3) 事業内容
- (4) 工場等の施設(増設)工事計画
- (5) 工場等用地見取図及び工場等敷地内の配置図
- (6) 投下固定資産の種類別価額及び資金計画
- (7) 労務計画
- (8) 年度別生産計画
- (9) 工事開始及び完了予定年月日
- (10) 操業開始予定年月日
- (11) 製造工程の概要
- (12) 工業用水、電力及びガス使用見込量
- (13) 年度別事業収支見込及び原材料事情

様式第2号(第4条関係)

操業開始届

年 月 日

にかほ市長 様

会社所在地

会社名

代表者



(個人の場合は、住所及び氏名)

年 月 日付けでにかほ市工業振興条例第3条の規定により提出した奨励措置適用に係る事業計画書に係る事業が完了し、操業を開始したので次のとおり届出します。

操業開始年月日	年 月 日
立地場所	にかほ市


様式第3号(第5条関係)

奨励措置適用指定申請書

年 月 日

にかほ市長 様

会社所在地
会社名

代表者 
(個人の場合は、住所及び氏名)

にかほ市工業振興条例第6条の規定による指定を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 条例第3条の規定により提出した「奨励措置適用に係る事業計画書」に係る事業実績書(計画に変更がない関係書類は省略することができる)
- 2 条例第2条第5号に規定する常時雇用従業員名簿(雇用契約書などの雇用形態がわかる書類を添付すること)

様式第4号(第6条関係)

奨励措置適用指定書

記号及び番号
年 月 日

会社名及代表者氏名
(個人の場合は、氏名)

にかほ市長



年 月 日付けで申請のあった奨励措置適用の申請について、にかほ市工業振興条例第6条の規定に基づき指定する。

様式第5号(第8条関係)

固定資産税課税免除申請書

年 月 日

にかほ市長 様

会社所在地

会社名

代表者

㊟

(個人の場合は、住所及び氏名)

にかほ市工業振興条例第9条の規定による固定資産税の課税免除を受けたいので、同条例施行規則第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業所全体の平面見取図(縮尺入)
 - ① 上記のうち課税免除等の対象となった建物の平面図(面積計算入り)
 - ② 課税免除の対象となった償却資産の配置図(生産ライン入り)
- 2 事業所建築の請負契約書等の写し
- 3 土地購入の契約書等の写し
- 4 登記事項証明書等
- 5 法人等の定款等の写し
- 6 年次別建設計画等写し
- 7 事業計画書の写し
- 8 操業開始届の写し
- 9 奨励措置適用指定書の写し

様式第6号(第11条関係)

助成金交付申請書

年 月 日

にかほ市長 様

会社所在地

会社名

代表者

㊞

(個人の場合は、住所及び氏名)

にかほ市工業振興条例第10条の規定による助成金の交付を受けたいので、同条例施行規則第9条の規定により関係書類を添えて申請します。

企業等の名称	
立地場所	にかほ市
奨励措置指定年月日	年 月 日
操業開始日	年 月 日
最終雇用日から1年後の日	年 月 日
助成金交付申請額	¥ -
助成金内訳	土地に係る固定資産税額 ¥ -
	建物に係る固定資産税額 ¥ -
	土地・建物借上助成金 ¥ -
	設備投資助成金 ¥ -
	機械設備リース助成金 ¥ -
	使用料助成金 ¥ -
	雇用促進助成金 ¥ -
交付年の区分	初年・2年・3年・4年・5年

算 定 基 礎 (平成 年 月 ~ 平成 年 月)			
区 分	名 称	金 額 (円)	
土地・建物借上料	土地		
	建物		
	計		
設 備 投 資	建 物	工場等	
		付属設備	
		構造物	
	機械及び装置		
	工具・器具・備品		
	計		
機械設備リース料			
使用料	通信回線使用料		
	電力使用料		
	ガス使用料		
	水道使用料		
	計		
新規雇用正社員数	名		

関係書類

- 1 借り上げ部分に対する固定資産税額を算出するために必要な書類
- 2 土地・建物に係る賃貸借契約書の写し
- 3 設備投資に係る領収書等の写し
- 4 機械設備等賃貸借契約書の写し
- 5 使用料(通信回線使用料、電力使用料、ガス・水道使用料)を算出するための書類
- 6 同条例第2条第6号に規定する新規雇用正社員名簿(雇用契約書、発行日30日以内の住民票の写し、履歴書の写し、雇用保険加入・ハローワーク本荘等の紹介所等を確認できる書類の写し)
- 7 操業開始届の写し
- 8 奨励措置適用指定書の写し
- 9 その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第12条関係）

助成金交付決定通知書

記号及び番号
年 月 日

会社名及代表者氏名
（個人の場合は、氏名）

にかほ市長



年 月 日付で申請のあった助成金の交付について下記の通り決定したので、にかほ市工業振興条例施行規則第12条の規定により通知します。

- 1 助成金の種類
- 2 交付決定額

様式第8号（第13条関係）

助成金請求書

年 月 日

にかほ市長 様

会社所在地

会社名

代表者

㊟

（個人の場合は、住所及び氏名）

年 月 日付け 指令第 号により交付決定を受けた助成金について、次のとおり請求します。

金 円也

請求金額	¥				—			
払込先口座	金融機関名			店名				
	預金種別	普通 当座	口座番号					
	(フリガナ) 口座名義							

様式第9号(第14条関係)

事業承継届

年 月 日

にかほ市長 様

会社所在地

会社名

代表者

印

(個人の場合は、住所及び氏名)

年 月 日付けで指定された次の事業所について、事業を承継しましたので、にかほ市工業振興条例施行規則第14条の規定により届出します。

承継人	
譲渡人	
承継工場等の名称、所在地	
指定を受けた年月日	
操業開始年月日	
承継年月日	
承継の事由	

- 添付書類 (1) 指定通知書の写し
(2) 承継を証明する書類
(3) その他参考資料

様式第10号（第15条関係）

指定事業者指定取消通知書

記号及び番号
年 月 日

会社名及代表者氏名 様
（個人の場合は、氏名）

にかほ市長



年 月 日付で、あなたを指定事業者に指定しましたが、次の理由により、その指定を取り消します。

- 1 取消事由に該当するに至った日 平成 年 月 日
- 2 取消理由